

日本温泉科学会 名誉会員選考規定

- 第1条 本規定は、日本温泉科学会会則第4条に定める本学会の名誉会員の推薦に関して、必要な事項を定める。
- 第2条 名誉会員推薦の条件は、原則として通常会員歴30年以上、満70歳以上の会員であり、次のいずれかの中から決めるものとする。
- 1) 会長、理事、評議委員、監事、参与、編集委員等、学会の設置する各委員会の委員を務めるなど、本会に尽力したものの。
 - 2) 温泉科学の領域に関し顕著な研究業績を残したものの。
 - 3) 温泉科学の領域の研究者の育成に顕著な功績があったものの。
2. 前項の規定にかかわらず、理事会が特に上記と同等以上と認めたもの。
- 第3条 名誉会員候補者の推薦は、通常会員3名以上の推薦状を付して、下記の書類を会長に提出する。
- 1) 推薦状（候補者の氏名、生年月日、略歴、推薦理由（400字程度））
 - 2) 活動実績の概要（2000字以内）
 - 3) 推薦対象となる業績目録
- 第4条 名誉会員の推薦に当たっては、理事会において推薦担当理事3名を互選し、会長が委嘱する。
2. 推薦担当理事は、名誉会員の該当者の有無および推薦基準に照らして必要な調査を行いその結果、推薦候補がある場合は毎年12月25日までに理事会に報告する。
 3. 会員は名誉会員の候補者を会長に推薦することができる。
- 第5条 名誉会員の決定は、理事会が推薦担当理事から提出された候補者について審議し、評議委員会の議を経て、会長名で総会に提案し承認されなければならない。
- 第6条 名誉会員は、本学会会費が免除される。
- 第7条 名誉会員は、総会における議決権を有しない。
- 付 則
- 1) この規定の変更は、理事会の議決による。
 - 2) この規定は、平成19年9月21日より施行する。